

## 商工会報

## くまげ

No. 66

発行／熊毛町商工会  
〒745-0663  
山口県周南市熊毛中央町3番7号  
TEL 0833-91-0007  
FAX 0833-91-5700  
URL <http://www.y-shoko.com/kumage/>  
E-mail [kumagechou@yamaguchi-shokokai.or.jp](mailto:kumagechou@yamaguchi-shokokai.or.jp)  
会長／久野利夫  
印刷／角光謄写堂 年2回発行



「周南」どもゆめまつり」が10月28日(日)熊毛総合支所で開催され、青年部もバザーで参加しました。今年は、天気も無事に回復し、様々な企画が行われる中、青年部は、「スーパー・ボールすくい」「コ一ヒー販売」を行いました。大勢の方々が来場され大盛況となりました。

## 商工貯蓄共済加入豪集中

貯蓄

融資

保障

の3つを

備えた「商工貯蓄共済」に「医療保障特約型」が付加できます

\*ご加入例\* 10年満期、基本入院給付金日額 ご契約の場合

無事故給付金(10万円) 5年	無事故給付金(10万円) 10年
病気やケガで入院されたとき ( <a href="#">医療共済入院給付金</a> )	1日あたり10,000円 40万円・20万円・10万円
手術されたとき ( <a href="#">手術給付金</a> )	
入院や手術がなかったとき ( <a href="#">無事故給付金</a> )	5年毎に10万円
※基本入院給付金額15,000円のプラスでご用意しております。	
貯蓄共済にプラスの保障でトータルな保障を実現!	
▶ 入院・手術 給付金	▶ 病気やケガで入院の時は1泊2日から、 日額10,000円の入院給付金が受け取れます。
▶ 無事故 給付金	▶ 入院や手術がなかった時は5年毎に 10万円の無事故給付金が受け取れます。
▶ 保険料の 払込は不要	▶ 告知扱いにつきご加入手続きは簡単です。 ( <a href="#">詳しく</a> )

## ◆◆個別相談日◆◆

中国税理士会徳山支部の税理士による確定申告・消費税の無料相談会を下記の日時により実施いたします。  
希望者は事前にお申込み下さい。

## — 日 時 —

- ◆ 2月21日(木) 9時～12時  
(森永隆夫税理士)
- ◆ 2月28日(木) 9時～16時  
(長廣真之税理士)
- ◆ 3月7日(木) 9時～16時  
(石井知晴税理士)
- ◆ 3月12日(火) 9時～16時  
(森永隆夫税理士)

ところ 熊毛町商工会

## 平成25年分の所得税から適用される復興特別所得税が創設されました

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が公布され、「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」が創設されました。

個人の方に係る復興特別所得税の概要は以下のとおりです。

### 1 納税義務者

個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める義務があります。

### 2 課税対象

個人の方については、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額（下記3参照）が、復興特別所得税の課税対象となります。

（注）給与所得者の方は、平成25年1月1日以後に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されることとなります。

### 3 基準所得税額

個人の方の基準所得税額は、次の表のとおりです。

（注）その年分の所得税において外国税額控除の適用がある居住者の方については、外国税額控除額を控除する前の所得税額となります。

区分	基準所得税額
居住者	非永住者以外の居住者
	非永住者
	非居住者

### 4 復興特別所得税額の計算

復興特別所得税額は次の算式で求めることになります。

$$\text{【算式】復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

- このあらましは平成23年12月2日現在の法令に基づいて作成しています。
- ご不明の点や詳細につきましては、最寄りの税務署におたずねください。

まずは商工会に相談ください

1 金融機関に対し、借入金について返済方法の変更（返済元金の減額・据置など）をしてもらつことがありますか？ または、近々金融機関に返済方法の変更を申し出る予定がありますか？

現在は金融円滑化法の下で、金融機関には条件変更に対応する努力義務がある。

2 一部では、円滑化法の期限終了前にもかかわらず金融機関の態度が厳しくなり始めたという会員事業者の声もあります。

3 資金繰りの相談は商工会に

4 ご相談はお早めに

<資金繰りや経営の見直しをご検討の方へ>

返済方法の変更と経営改善は一体のものです。

●借入金の見直し ●経営改善計画の策定 ●資金繰り表の作成 ●制度融資・政策金融のあっせん

または商工会へご相談ください。相談は無料で秘密は厳守します。

### 周南市誕生10周年記念 プロ野球オープン戦周南大会開催

周南市誕生10周年を記念し、津田恒実メモリアルスタジアム（周南市野球場）にて次のとおり開催されます。なお、熊毛町商工会においても、入場券の販売をいたします。

日 時 平成25年3月10日（日）午後1時試合開始  
試合開始前 津田恒実「野球殿堂入り」  
記念オープニングセレモニー

場 所 津田恒実メモリアルスタジアム  
【周南市野球場】

カーデ 広島東洋カープ VS 横浜DeNAベイスターズ  
(一塁側) (三塁側)

入場料金 ネット裏 3,500円

(予定) (大人・こども同一)

内野席大人 2,500円

内野席こども 1,500円

外野席大人 1,500円

外野席こども 500円

※全席自由席

入場券発売日 平成25年1月中旬

午前10時販売予定

プレイガイド セブンチケット（セブンイレブン）  
(予定) ※チケット販売所

中国新聞販売所

ザモール周南・星プラザカウンター

商工会議所 商工会 スポーツ店

キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター



12月12日(水)、高水公民館で正月花のフラワー・アレンジメントの講習が行われました。  
毎年恒例となりました、この講習会で習った洋風の花を正月に飾るのを楽しみにしている部員もいます。



女性部  
正月花フラワー  
アレンジメント  
講習会

ホームページ  
リニューアルしました

**熊毛町商工会**

〒783-0016  
山口県周南市中央町16番7号  
TEL 0833-91-0007  
FAX 0833-91-5700  
<http://www.kochaku.or.jp/>  
<http://www.kochaku.or.jp/kumamoto/>

最新更新日 2012/11/30

**CONTENTS** ◊ WHAT'S NEW! -新着情報-

- TOP PAGE
- 商工って?
- 商工会の行事
- 事業所紹介
- 産業活性化
- 女性活躍
- 道路地図
- DOWNLOAD
- ACCESS
- LINK一覧
- サイトマップ

◎INFORMATION -商工会からのお知らせ-

中小企業金融円滑化法が、平成25年3月末で最終期限を迎えます。[詳細]

平成24年11月30日 INFORMATION更新 会員福祉共済キャンペーン追加 [詳細]  
平成24年11月22日 東京所紹介新規追加 [詳細] La petite magasin [詳細]  
平成24年11月19日 東京所紹介更新 [詳細] DOG BUREAUさん [詳細] 互賃追加 [詳細]  
平成24年11月14日 ホームページをリニューアルしました [詳細]

**LINK**

- 山口県商工会連合会
- 県商連会員登録会員登録
- FAX
- ニュース
- リンク
- 周南市
- くわん
- 地方連携会議

## ホームページ掲載事業所募集!

○商工会のホームページの事業所紹介コーナーへの掲載企業を随時募集しています。

TEL (91-0007) もしくは、下記に記入していただきFAX (91-5700) して頂けましたら、取材（写真撮影）に伺いますのでどしどしあ申込みください。よろしくお願ひします。  
掲載内容は概ね以下のようになります。その他、状況に応じて対応いたします。

☆ 企業名	☆ E-Mail アドレス
☆ 代表者名	☆ 業種
☆ 住所	☆ 製品・サービス内容
☆ 電話番号	☆ 会社の特徴、アピールポイント
☆ FAX番号	☆ 写真 (2, 3枚程度)
☆ ホームページアドレス	

\*掲載希望事業所は下記申込書にご記入のうえ、FAXにてお申し込みください。もしくはTEL (91-0007) でもお申込みできます。

## ホームページ掲載申込書 (FAX)

会 社 名	
代 表 者 名	
電 話 番 号	
希望取材日時	

—「地方に生きる」私も商工会—

# 山口県の最低賃金

**◇◇◇ 必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も ◇◇◇**

山口県で適用される最低賃金は、現在、次のとおり決定されています。常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の事業に適用される最低賃金が適用になります。使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

最低賃金の名称	最低賃金額	効力発生の日	○山口県最低賃金は、山口県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ○下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。	
	1 時間			
山口県最低賃金	<b>690 円</b>	24. 10. 1		
最低賃金の名称	最低賃金額	効力発生の日	特定（産業別）最低賃金から適用除外され、山口県最低賃金が適用されるもの	適用除外業種
1 時間	1 時間			適用除外者及び適用除外業務
特 定 一 産 業 別 一 最 低 賃 金	鉄鋼業、 非鉄金属製鍊・精製業、 非鉄金属・ 同合金圧延業、 非鉄金属素形材製造業	<b>820 円</b>		○高炉による製鉄業 ○非鉄金属素形材製造業のうちの非鉄金属鍛造品製造業 ○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業による洗浄、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者 ○倉庫番又は場内整理の業務に主として従事する者
	電子部品・デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	<b>748 円</b>	24. 12. 15	○自動車用ワイヤーハーネス製造業 ○民生用電気機械器具製造業 ○医療用計測器製造業（ただし、心電計製造業は同左の特定（産業別）最低賃金の適用があります。） ○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、選別、検数、捺印、値札付け又は洗浄の業務に主として従事する者
	輸送用機械器具製造業	<b>795 円</b>		○航空機・同附属品製造業 ○産業用運搬車両・同部品・附属品製造業 ○その他の輸送用機械器具製造業（ただし、自転車・同部品製造業は同左の特定（産業別）最低賃金の適用があります。） ○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは小型機械を用いて行うかしめ、簡易な組立て、レッテル貼り、電線切断又は簡易な部分品の検査の業務に主として従事する者 ○手工具又は小型手持動力機を用いて行う簡単なバリ取り又は面取りの業務に主として従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、シーリング、マスキング、塗布又は部分品若しくは材料の接着、仕分け若しくは取りそろえの業務に主として従事する者
	百貨店、総合スーパー	<b>710 円</b>	21. 12. 15	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者

●注1) 百貨店、総合スーパーとは、衣、食、住にわたる各種の商品を販売する百貨店、デパートメントストア及び総合スーパーであつて従業者が常時50人以上のものをいいます。

●注2) この最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- 精勤手当、通勤手当、家族手当
- 時間外、休日労働に対する割増賃金

- 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- 臨時に支払われる賃金

詳しくは、**山口労働局賃金室（083-995-0372）**

又は最寄りの**労働基準監督署**におたずねください。

- 下関労働基準監督署 TEL 083-266-5476
- 岩国労働基準監督署 TEL 0827-24-1133
- 宇部労働基準監督署 TEL 0836-31-4500
- 山口労働基準監督署 TEL 083-922-1238
- 徳山労働基準監督署 TEL 0834-21-1788
- 萩労働基準監督署 TEL 0838-22-0750
- 下松労働基準監督署 TEL 0833-41-1780

山口労働局ホームページ <http://www.yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>  
最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

**最低賃金引上げに向けた中小企業相談窓口のご案内**

山口県最低賃金総合相談支援センター TEL 083-922-2606  
下関最低賃金相談支援コーナー TEL 083-222-3333  
宇部最低賃金相談支援コーナー TEL 0836-31-0251  
東部地域最低賃金相談支援コーナー TEL 0834-34-9251